

令和6年度デジタル技術講習（産業用ロボット）企画運営業務 仕様書

1 概要

データやデジタル技術を活用して既存事業の成長又は新規事業の展開が急速に進展していく中、各企業において競争力の維持・強化のためにデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進める必要性が高まっている。こうした中、各企業がDXを実現するためには、企業内にDXに必要なデジタル技術に精通し、その活用を推進していく人材が必要である。

和歌山県では、県内企業のDX実現を支援するため、データ活用や各種デジタル技術の基礎的な知識やスキルを習得するための講習を開催する。

2 目的

県内企業のDX担当従業員が、自社のDX実現に向け、必要なデジタル技術に関する基礎的な知識やスキルを習得することを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 予算上限額

1, 529千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託する講習の内容

(1) 受講対象者

下記、想定対象業種に属する県内企業のDX担当者を対象とする。

（想定対象業種）

地場産業分野（繊維、化学、機械金属、食品加工、家庭用品、情報通信）及び観光分野（宿泊、小売、卸売）

(2) 本講習が目指す到達レベル

産業用ロボットの運用に関わる作業を行うことができる人材となること。

(3) スケジュール（目安）

受講者募集 令和6年8月～9月

講習開催 令和6年10月～11月

具体的な開催時期については、和歌山県と協議の上、決定すること。

(4) 講習内容

企業におけるDXの実践に必要なデジタル技術に関する基礎的な知識及びスキルの

習得に資する講習とする。

具体的には、別表「講習プログラム一覧」に記載の講習をすべて開催すること。

6 委託業務内容

(1) 講習の企画

別表「講習プログラム一覧」を参照し、これに合致するよう企画すること。

(2) 講習の周知

研修を周知するチラシを作成し、配布すること。また、Web 等を活用し、研修開催を広く PR し、県内企業へ積極的な参加を呼びかけること。

(3) 受講者の募集、取りまとめ

受講希望者多数の場合は、和歌山県の協議の上、別表「講習プログラム一覧」に記載する各講習の募集人数程度を選考すること。

(4) 講習用テキストの作成

(5) 講習会場及び必要機材の手配

和歌山市内の会場を手配すること。また、講師や受講者が講習で使用するパソコンその他機材を手配すること。

ただし、「産業用ロボット講習」については、和歌山県工業技術センターと相談の上、同センターの会場及び設置機器（産業用ロボット）の使用を認める。※使用を検討する場合は、企画提案書提出の前に、和歌山県工業技術センター（和歌山市小倉 60 番地、電話 073-477-1271）に問合せの上、使用条件等を必ず確認すること。

(6) 講習の実施

(7) 講習後の受講者及び受講者所属企業に対するアンケートの実施

アンケートは、研修の満足度、理解度等を測定するものとし、和歌山県と協議の上作成すること。

(8) (1)～(7)の結果を取りまとめた講習実施報告書の提出

7 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

- (5) 通信運搬費
事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費
事業の一部を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料
事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費
上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
なお、社内規定等により、受託する個別事業に係る一般管理費の割合について、直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合は、当該割合による一般管理経費の計上を可能とする。
- (10) 消費税及び地方消費税
上記経費に係る消費税及び地方消費税

8 成果報告品の納品

本業務終了時には、6 委託業務内容(1)～(7)の結果を取りまとめた報告書を納品すること。

また、業務委託費支出明細を添付し提出すること。その際、具体的な経費の内訳が分かるように積算を作成すること。

（提出先）

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課 経営支援班

E-mail : e0610001@pref.wakayama.lg.jp

9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、和歌山県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) 受託事業者は、業務の実施の際に、知り得た個人情報 は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。
- (3) 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、和歌山県と十分に協議の上、決定すること。

令和6年度デジタル技術講習（産業用ロボット）企画運営業務
仕様書_別表「講習プログラム一覧」

講習名	募集人数	内容	研修時間	講習形態	受講者一人当たり受講料（千円）※※
産業用ロボット講習	10人	労働安全規則第36条第31号及び第32号の規定による産業用ロボットの教示等及び検査等の業務に係る特別教育	学科2日、実技1日 ※	和歌山市内会場での演習や実技を含む集合研修 ※	20

※和歌山県工業技術センターと相談の上、同センターの会場及び設置機器（産業用ロボット）の使用を認める。ただし、和歌山県工業技術センターの会場及び設置機器（産業用ロボット）を使用する場合、実技は5人ずつの講習とし、2回に分けて実施する必要があることに留意すること。使用条件等の詳細は、和歌山県工業技術センターに必ず確認すること。

※※受講料については、受託事業者が受講者をとりまとめた後、県に報告し、県から受講者へ対し受講料を徴収する。